

難民研究フォーラムクロズド研究会 報告書

難民・強制移動におけるフェミニズムとクィアのアプローチ

研究会日時：2023年6月17日（土）

報告者：工藤晴子（神戸大学） 専門：国際社会学、ジェンダー/セクシュアリティ、
難民/強制移動研究

0. 導入

- 今日は、私が編集委員として携わった『難民研究ジャーナル』第12号の特集「難民・強制移動とジェンダー/セクシュアリティ」を念頭に、「フェミニズム、クィアのアプローチとは、難民・強制移動研究におけるどのような方法論・認識論なのか」について話をしたい。
- 研究を始めたきっかけ：元々、女性の国際移動に関心があった。学部時代に、東京都八王子市で、日本人配偶者として暮らす外国人女性の方々の調査を行った際の出会いが、ジェンダー/セクシュアリティに関心を持ったきっかけ。調査で会った人の中に、その時私が持っていた限定的な「男女という性別としてのジェンダー」や「女性の移動」という認識だけでは理解できない現実を生きている方がいた。その方は、「許されない妊娠」を経験したことで出身国に帰れないという状況にあった。その方のことが調査後もずっと頭に残り、正しいとされるセクシュアリティの規範やジェンダー規範の逸脱と移動の関係を考え始めたことが、今振り返るとこのテーマで研究を始めたきっかけであった。
- その後、日本の難民支援協会（NGO）でのインターンを経験し、日本で生活する難民の方々のことを初めて知った。この経験から、難民・強制移動研究とセクシュアリティの規範を交差させるような研究をしたいと思い、今も続けている。
- 日本においては、昨日（2023年6月16日）、LGBT理解増進法（性的指向および性同一性に関する国民の理解増進に関する法律）が成立した。本来、差別の解消を目指すことが期待されたはずが、提出された法案はマジョリティの理解増進に留まり、差別が「不当な差別」という文言に変えられたり、法案提出時から課題が指摘されていた。それでも、ないよりは良いかと考えていたが、最終的に成立した法案は「すべての国民が安心して生活できるよう留意する」という文言が加えられ、「マジョリティへの配慮」が打ち出されており、残念ながらこの法律の方向はマイノリティを向いていないことが明確になった。

- その背景として、「女性の保護」や「女性の空間の保護」などを名目に、時に「フェミニズム」の名のもとに広まっているトランスジェンダーの人々に対するヘイトの言説がある。特に、トランスジェンダー女性たちがいわゆる「女性」の空間に入ってくることに恐怖を煽るような言説が広まっている。一見すると、今日の研究会のテーマとは関係がないように思われるが、フェミニズムが誰のためにあり、何に抵抗し、どのような他者と連帯しようとしてきたのかということを考える重要性を示す出来事だと考えている。

1. 特集「難民・強制移動とジェンダー/セクシュアリティ」の趣旨

1980年代以降、時期としては難民研究が学問領域として輪郭を形成した当初から、フェミニスト研究のアプローチは存在し続けてきた。難民女性の存在、彼女たちの経験、特にジェンダーに基づく暴力（Gender-Based Violence: GBV）と迫害の関連性、GBVからの保護や対応の取り組みに関する問題は、研究、政策、実践の領域で取り上げられてきた。

2000年代以降は、フェミニズムのアプローチを踏襲しながら、強制移動の議論や、難民保護の枠組みの中に存在する異性愛規範への批判や、性的マイノリティの人々の経験の重要性を軸においたクィア研究の観点を備えた難民・強制移動研究のアプローチが蓄積されていく。

ジェンダー/セクシュアリティの視点というのは、あってもなくても構わない付加的視点ではなく、難民・強制移動という問題を認識する試みにおいて、避けて通ることのできない視角であるといえる。難民研究フォーラム編集委員会は、なによりもまずその重要性を確認、周知し、今後の更なる研究や議論を喚起するという目的のために、「ジェンダー/セクシュアリティ」をテーマとする本特集を企画した。（『難民研究ジャーナル』第12号p.2）

- 難民研究の蓄積や、難民・人道支援などに関わる現場においては、ジェンダー/セクシュアリティの視点の重要性はかなり確立してきたと言える。しかし、それは必ずしもジェンダー/セクシュアリティを背景とした差別や暴力などからの難民の保護が実現していることを意味しない。
- 2022年の『*Refugee Survey Quarterly*』では、「難民法・政策・実践における女性たち」と題した特集が組まれている。その背景は、各国で「ジェンダー・ガイドライン」などと呼ばれる難民の地位の認定に関するガイドラインが発行されていることや、女性が難民条約上の「特定の社会的集団」であるとみなされ難民認定されるようになったこ

とにより、「この議論（女性の難民申請者の保護）は十分である」と判断されてしまうことに、難民法学者たちが危機感を抱いたためである。

- 今回の『難民研究ジャーナル』の特集で強く意識したことは、日本国内、若しくは、日本語で書かれる難民・強制移動研究においてジェンダー／セクシュアリティの視点での分析が広まるような、議論の喚起である。『難民研究ジャーナル』においては、11号までのあいだに、ジェンダーに関わる論考は5本掲載された。11年間で5本は多くはない。その点も念頭に置きながら、今回の話を進めて行きたい。

2. 難民保護における「ジェンダーとセクシュアリティ」の視点

- 1980年代～難民女性の保護
 - 1980年代からジェンダーの視点が議論されてきた。
 - 1985年に、UNHCRの執行委員会（ExCOM）が難民女性への対応の必要性を訴えはじめ、1993年には、各国に対して「女性の庇護希望者に関するガイドライン」の作成を勧告した。
 - UNHCRも、2002年に「[国際的保護に関するガイドライン第1号](#)」いわゆるジェンダー・ガイドラインを発行している。2003年にも「[難民やIDP（国内避難民）、帰還民に対する性とジェンダーに基づく暴力への対応のガイドライン](#)」を発行した。
 - 1980年代から2000年代の流れの特徴は、難民女性の存在の可視化から、迫害の形態や強制移動のすべてプロセスに存在するジェンダーに基づく暴力に焦点が広がっていった点である。
- 1990～2000年代ジェンダーに基づく暴力・ジェンダーに関連する迫害、性的マイノリティの難民認定
 - 2002年のUNHCRの「ジェンダー・ガイドライン」において、同性愛者の難民の存在が歴史的に認識されてこなかったことも指摘されている。ここから、これまでの難民女性に関するジェンダーの議論が、セクシュアリティにも拡大していったと考えられる。この流れの中で、国際的保護の議論が広がり、異性愛規範・シスジェンダー規範による暴力の対象となる人々に対する保護の空間が開かれることになった。
 - これは、国際的な文書ができたことで保護対象が拡大したり、国内で文書ができてトップダウンで効果が広がったりということでは必ずしもない。例えば、デボラ・アンカー(Debra Anker) は、米国における女性難民の保護が法的に発達した理由について、ローカルな支援団体やフェミニストの法学者・弁護士な

どによる活動など、草の根の実務の積み重ねの上であり、庇護事務所で個別の認定を勝ち取ってきたことの成果だと評価した¹。

- 一方、性的マイノリティへの差別の問題は、当事者コミュニティの運動を経て、特に2010年代から国連機関やNGOにとって重要課題と認識されるようになった。
- 難民保護の議論は、この性的マイノリティの差別に関する議論に先行していた。1980年代の後半から1990年代には、すでに同性愛を理由とした個別の難民認定の事例が見られるようになっていた。性的マイノリティの人々は女性と同じように「特定の社会的集団の構成員である」という理由で、難民地位の認定がなされていた。
- 資料に「2010年～LGBT難民の保護」「2020年～LGBTIQ+難民の保護」と書いたが、これは難民認定に限定されない意味での難民保護や支援の広がりを表している。現在では、LGBTではなくLGBTIQ+が性的マイノリティの人々を指し示す用語として用いられており、インターセックス、クィア、その他のセクシュアルマイノリティの幅広い包摂も意識されている。こうした人々は、特にGBVの予防や対策の中に位置づけられ、様々な保護を必要とすることが認識されている。
- こうしてジェンダーとセクシュアリティの視点は、難民女性への注目から始まり、GBVと迫害の関連性、GBVからの保護へとシフトし、またSOGIに基づく難民の主張、LGBTIQ+の人々の保護へと広がっていった。
- 一方で、「難民女性」や「LGBTQI+難民」等というように、難民「問題」や強制移動の「問題」の部分、移動する主体を基点として捉えることの課題は、乗り越えていかなければならない点である。

3. 認識論・方法論としてのフェミニズム

- 難民保護におけるジェンダー／セクシュアリティの視点の拡大と並行して、研究も進められてきた。
- 難民研究においてジェンダー分析という視点は用いられているが、それは決してフェミニズムの視点とジェンダーの政治への注目を意味しないことを、ジェニファー・ヒンドマン (Jennifer Hyndman) が2010年の時点で指摘している²。ここからは、フェミニズム・クィアのアプローチとはどのような特徴があるのか見ていきたい。どういうアプロ

¹ Anker, E. D., "Legal change from the bottom up: The development of gender asylum jurisprudence in the United States", in Arbel, E., Deuvergne, C. and Millbank, J. eds., *Gender in Refugee Law : From the Margins to the Centre*, Routledge, 2014.

² Hyndman, J., "Introduction: The Feminist Politics of Refugee Migration," *Gender, Place and Culture: A Journal of Feminist Geography*, 17(4), 2010, pp. 453-459.

一ちをとるのかとは、つまりどういう方法論で研究を行うのかということを目指す。方法論とは、研究がどのように行われるか、行われるべきか、ということについての理論や分析と言える。

- サンドラ・ハーディング (Sandra Harding) は、方法論や手法の選択は、研究者がどのように知を生み出すことができるかという前提や信念に基づいていると述べる³。こうした前提や信念が、わたしたちが知っているようであることを、どのように知っているかという認識論を構築する。方法論は、こうした認識論と方法・データをつなぐ役割をもち、その中で研究の問いや課題を設定する枠組みを構成していく。
- 1970年代、80年代のフェミニズムは女性を研究対象とし、知の収集の能動的主体として中心におくことで、女性の経験を可視化し、伝統的な知の女性差別的なバイアスとそこに暗黙の了解となっている男性中心的な前提を明らかにすることを目指した⁴。
- 同時に、フェミニズムの研究・思想・運動は、様々に異なるテーマやアプローチがとられてきた。フェミニズムといっても様々な議論があるが、今日は広義のフェミニズムには何かしらの共通する認識論が存在するという前提に立つ。
 - LGBT理解増進法を経て、さらに想いを強くした点だが、社会における不正義や不平等を無くしていくためには、「それ自体がどのように存在しているか」という認知（認識する在り方）から問い直す必要がある。
 - また、規範や習慣を批判的に検証し、これを現行の権力関係の中で差別や搾取、抑圧されている人々の方から行うことを重要とする認識論がフェミニズムだといえる考える。
- 広義のフェミニズムは、「ある個人的な、特に周縁化された人々の困難がいかなる歴史、文化、社会の関係性や構造、諸制度の中で生み出されてされてきたのか（岡野 2000）」を、明らかにしようとする立場・方法・運動である⁵。
- これは、米国における第二波フェミニズムのスローガン「個人的なことは政治的なこと」にも象徴されている。
- 家族、親密な関係、身体など私的な領域に属すると考えられていた事柄や問題も、公的な領域と無関係ではなく、社会構造のなかで規定されているものであると理解する必要性が訴えられてきた。

³ Harding, S., "Introduction: Is There a Feminist Methodology?" in Harding, S. ed., *Feminism and Methodology*, Bloomington, Indiana University Press, 1987, pp. 3-10.

⁴ Stacey, J. and Thorne, B., "The Missing Feminist Revolution in Sociology," *Social Problems*, 32(4), 1985, pp. 301-316.

⁵ 岡野八代「フェミニズム」有賀誠他編『ポスト・リベラリズム—社会的規範理論への招待』ナカニシヤ出版、2000年、200頁。

- 女性解放運動として生まれてきたフェミニズムが指摘してきた男性と女性との分断だけではなく、周縁化された人同士の間、例えば、異なる女性たちの間にも存在するということが重要な指摘である。
- そうしたことを認識し、自分自身が加担してしまう可能性がある差別・抑圧に対して批判的に向き合っ、異なる他者との連帯を模索することも現代のフェミニズムの特徴である。

4. クィア (queer) という語について

- 「個人的なことは政治的なこと」というスローガンは、異性愛関係に限定されないセクシュアリティの政治にも大きな影響を与えた。第二波フェミニズムの流れの中で生まれたと言われるクィアの運動においても、性的マイノリティであること理由に経験する排除・差別の経験から、異性愛規範という中心に対する周縁からの問い直しや抵抗が、その特徴である。
 - クィアという語は、元々は男性同性愛者に対する侮蔑語であったが、名指される側が、その言葉をあえて引き受けて、文脈をずらして自分自身を名指す際に使用してきた背景がある。つまり、侮蔑的な意味でクィアと名指されてきた人たちが、あえて自分自身を名指すことにより、クィアという語を奪い返したことによって、侮蔑的な意味ではないものが生まれてきた。
 - そのため、クィアの運動自体が同化ではなく抵抗運動というものを目指してきた。クィア運動の歴史的な萌芽は1980年代の「ACT UP」と呼ばれるAIDSアクティヴィズムにある。この運動は、セクシュアルマイノリティだけでなく、当時AIDSの関連リスクが高いと認識（カテゴライズ）されていたセックスワーカーの人々や、薬物使用者、ハイチの難民の人たちとの連携も展開された歴史があった。
 - こうした運動・連帯の中での、クィアな人々の問題を考察してきたのが、クィア理論・研究である。
 - クィアに関しては、混乱しやすい用語なので、クィア研究における「クィア」の用法を確認しておきたい（菊池・堀江・飯野 2019をもとに⁶）。
- （1）研究の対象として：性（ジェンダー/セクシュアリティ）にまつわるアイデンティティ・カテゴリーとして、あるいはそれらの緩やかな総体を意味する言葉
- （2）視点として：ある特定のジェンダー/セクシュアリティのあり方を「普通」とみなし、それ以外のあり方を「逸脱」と位置づけ、他者化する考え方を批判的に検討する視点。

⁶ 菊池夏野・堀江有里・飯野由里子「クィア・スタディーズとは何か」菊池・堀江・飯野編『クィア・スタディーズひらく1—アイデンティティ, コミュニティ, スペース』晃洋書房、2019年、5頁。

- クィア運動や研究アプローチは、規範や権力への批判や抵抗、連帯を後押しするものであると同時に、フェミニズムのなかにある、シスジェンダー中心主義や異性愛主義を問い直すものでもある。また、女性という存在を「普遍的なもの」と捉える視点の問い直しにも貢献してきた。

5. フェミニズムとクィアの方法論の特徴 (Ramazanoğlu and Holland 2002をもとに⁷)

1. 特定の政治的立場に根ざした問いと、女性・クィアな人々の経験に認識論としての基盤をおく
2. 客観的な真実を追求しようとする近代科学の方法論と男性中心の認識論、つまり主流の学問手法に対する批判的立場から、規範、不平等、政治、歴史、社会現象、経験をジェンダー、セクシュアリティの視点を通して考察する
3. 心/身体、自然/文化、主観/客観、男性/女性、公的/私的といった社会科学の主流とされてきた解釈枠組みの二項対立を取り崩す
4. 研究者は、研究行為における権力関係を明確に自覚し、不均衡な関係への批判的考察、権力構造の維持や分断を生み出す可能性を避ける努力として、研究を実践する

6. 難民・強制移動のジェンダー分析

- ここから、難民・強制移動研究におけるジェンダー/セクシュアリティの視点を用いた研究が、フェミニズムやクィアの方法論をいかに用いてきたのかについて考えていく。
- 難民・強制移動研究における方法を大きく3つに分類してみた。ただし、(1)と(2)については視点的なものであるのに対し、(3)は領域的、ある種テーマとしての枠組みである点については注意してほしい。

(1) 女性たちの経験を反映した難民の保護、難民の地位の認定に関する研究

- 一つ目は支援実務や政策の流れに関係して、強制結婚やレイプ、IPV (Intimate Partner Violence) やDVと呼ばれる親密な関係の人からの暴力、女性器切除など、多くの場合、括弧つきの「私的な経験」「私的な暴力」とされてきた女性たちの経験を、いかに国際難民法、そして国内法の運用・解釈において難民の迫害と解釈するかという問題についての研究。
- 移動する女性たちの経験を中心に置いて、光を当てる難民保護のあり方についての研究。

⁷ Ramazanoğlu, C., and Holland, J., *Feminist Methodology Challenges and Choices*, SAGE Publications, 2002, pp.4-16.

- 詳しくは紹介しないが、Web of Science（英語論文）とCiNii（日本語論文）を用いて、英語と日本語で書かれたジェンダー／セクシュアリティに関する難民・強制移動研究の数を比較すると、日本語で書かれた論文が圧倒的に少ない。
- 私の論文の中では、日本語で書かれた論文をピックアップして掲載しているので、参考にしてほしい⁸。

(2) 強制移動に関連する領域や制度を「ジェンダー体制」としてとらえ、そこに生じる権力関係、秩序、規範、それらの影響を明らかにしようとするアプローチ⁹

- 難民保護の意思決定における女性経験についての認識の限界、女性の本質化の問題
 - 難民認定を社会制度として捉えることについては、例えばジェーン・フリードマン (Jane Freedman) によるヨーロッパの文脈に焦点を当てた研究がある。女性の迫害に対する認識の限界や、「特定の社会的集団の構成員」という概念そのものが、女性の政治活動を見落とし、女性を本質化し、女性を被害者として位置づけ、表象してしまう問題を指摘している¹⁰。
- ジェンダー主流化を評価軸として取り入れる支援事業の構造的な問題
 - 例えば、エレナ・ファディアン・カスミア (Elena Fiddian-Qasmiyeh) の難民キャンプでの研究では、ジェンダー主流化を評価軸として取り入れる支援自体が、さらに周縁化される人々を生み出すなど、支援事業の中の構造的な問題を明らかにしている¹¹。
- 強制移動のプロセスを、出身国、移動の過程、一時的な滞在国、庇護国、定住国、そしてそれらの国境周辺を連続的な空間として捉え、またときに断絶する場として捉える。

⁸ 長島美紀「難民保護におけるジェンダーに基づく迫害概念の適用の可能性：日本およびカナダの事例から」『法政論叢』、2007年、66～79頁；中村文子「ジェンダーと難民・強制移動——抜け落ちる難民女性への視点」小泉康一編『難民をどう捉えるか』、2019年、121～138頁；小宮理奈「ジェンダーの視点を取り入れた難民認定審査を考える—DVをめぐる国際人権法と国際難民法の関係を中心に」『難民研究ジャーナル』11号、2022年、107～118頁；高見智恵子「強制結婚とDVを理由とする日本における難民認定事例」『難民研究ジャーナル』11号、2022年、119～128頁；中山弘子「米国の難民認定手続におけるDV被害者の位置付け—トランプ政権下での展開に注目して」『難民研究ジャーナル』9号、2019年、72～84頁。

⁹ 日本語での研究としては、長谷部美佳『結婚移民の語りを聞く インドシナ難民家族の国際移動とは』ハーベスト社、2021年；佐々木祐「移動と暴力が交錯する生—メキシコにおける中米女性移民たち」田中雅一・嶺崎寛子編『ジェンダー暴力の文化人類学：家族・国家・ディアスポラ社会』昭和堂、2021年、353～374頁；辻上奈美江「揺らぐ家父長制—ノルウェーのアラブ系難民女性の定住過程」同上書、375～396頁。

¹⁰ Freedman, J., *Gendering the International Asylum and Refugee Debate*. Palgrave Macmillan, 2007.

¹¹ Fiddian-Qasmiyeh, E., *The Ideal Refugees: Gender, Islam and the Sahrawi Politics of Survival*. Syracuse, NY: Syracuse University Press, 2014.

(3) 難民女性の心身の健康やトラウマの影響

- 論文検索をした際に改めて実感したことだが、この領域はとても関心を集めている。ジェンダーや難民について論文検索をすると、多くがトラウマや心身の健康の問題について扱ったものであった。これ自体は「女性の経験を反映したもの」と位置づけられるかとは思いますが、中でも特にGBVとの関連性が注目されているからだろう。
- こうした研究の中には、難民の女性や難民の性的マイノリティに関する心身の健康に対するニーズ、出身国や移動中、庇護国や定住先での暴力や差別などのトラウマが、社会統合に影響するという議論がある。
- このような移動する人たち、特に難民の女性と難民の性的マイノリティを「脆弱である」、「被害者である」とまなざす視点には非常に慎重な検討が必要な領域である。
- ポストコロニアルフェミニズムの理論を参照して「性暴力被害を語るとはどういうことか」という研究もあるものの、多くの研究は女性の脆弱性、被害者性が前面に出るような論調で書かれているものが多いことには注意が必要。

7. 難民・強制移動研究とジェンダー/セクシュアリティの規範と政治

- 1990年代以降、セクシュアルマイノリティに対する保護の認識が登場し、2000年代以降議論が蓄積されていく中で、ジェンダー/セクシュアリティに対する規範や、性の政治という視点でのアプローチが展開されてきた。
- LGBTIQ+と呼ばれる人たちの庇護申請に関する研究は、主にEU諸国やアメリカ、カナダ、オーストラリアなどにおいて難民申請の文脈で研究されてきた。女性の難民申請とパラレルな議論を持つところがある。
- 私的な領域・アクターによる暴力やスティグマ化されること自体が迫害の理由となるのか、国内避難の可能性や性的マイノリティであることが秘匿できたのではないかと、という議論が法的には蓄積されてきた。
- その中でとりわけ注目されてきたのは、アイデンティティに関する信憑性や、信憑性評価におけるステレオタイプのジェンダー/セクシュアリティの理解・概念の再強化などが問題として指摘されてきた
- 歴史的に、クィアの運動は同化に向けての承認をめぐる政治に挑んできた。しかし、難民として「十分に」レズビアンである、ゲイである、トランスジェンダーであるなどと証明しようとするのが、(従来の政治の中で作られてきた)規範的な言説を維持することになり、結果的に本質主義的なアイデンティティの概念を再強化してしまうという懸念がある。こうしたことに対する批判の視角をクィア理論が生み出し、確立してきた。
- 難民・強制移動研究におけるアイデンティティ、カテゴリーへの注目は、ジェンダーやセクシュアリティが固定的・普遍的・本質的なものではなく、流動的であることを明ら

かにしてきた。またこうした人たちの経験が、年齢や国籍、民族、宗教、言語、障害、法的地位などの際を巡る経験や差別・抑圧の構造と無関係に存在しているわけではない、という視点を提供してきた。

- こうした視点は交差性（インターセクショナリティ）と呼ばれるが、ブラックフェミニズムの議論の蓄積の上にある概念とも呼応してきた。
- その他にも、強制移動とセクシュアリティの問題を国際関係の中における性のポリティクスやグローバルな強制移動の現象と結び付けた議論もある。
- また、これまでは圧倒的に欧米諸国における難民認定・保護をめぐる問題に研究が集中してきたが、より広い文脈に注目した研究も展開されつつある。
- ジェンダー/セクシュアリティの視点を持ちながら、周縁化された人々の排除の構造、不均衡な権力関係、それを支え維持、若しくは再構築する制度や社会構造を明らかにしようとする研究の存在が確認できる。

8. 移動する主体の分断と他者化・序列化の回避

- 難民・強制移動研究においてジェンダーとクイアの視点を持つことは、新しい領域を開拓するという話だけではない。必ずしも女性や性的マイノリティを研究対象としなくても、フェミニズムやクイアのアプローチと共鳴するテーマが存在している。そのうちの一つが、人の移動に関するラベリングとカテゴリー化、移動する主体の分断と他者化に関連する議論である。
- 難民・強制移動研究は、難民と呼ばれる人を巡るカテゴリーの創出やラベリングの付与に注目し、誰が誰を難民と呼び、難民と呼ばれない人と区別しようとするのかに関する議論を蓄積してきた。（Zetter 1991, 2007）¹²
- また、人の移動を巡る政策的な文脈において、移民／難民を異なる二つのカテゴリーとして用いられる点。移民は社会・経済的な理由で自主的に移動する経済移民、難民は政治的な理由や戦争・紛争、迫害・暴力を理由に強制的に移動せざるを得ない人という二項対立で区別される。しかし、難民と移民の区別は、現実に即しておらず、実質性を反映していない。自主的な移動と呼ばれる中にも強制的な要素があること。また両者が仮にカテゴリー化できるとしても、移民と難民の移動のプロセスや手段、ネットワークや制度を見ると、共通点の方が多い。
- そして、カテゴライズが機能していないということを指摘するだけでは十分ではない。この区別自体が実態を反映しているのではなく、様々な移動や手段で移動する人々を序列化しようとする言説になっている問題点を批判してきた。このように異なるラベル

¹² Zetter, R., "Labelling Refugees: Forming and Transforming a Bureaucratic Identity," *Journal of Refugee Studies*, 4(1), 1991, pp. 39-62; Zetter, R., "More Labels, Fewer Refugees: Remaking the Refugee Label in an Era of Globalization," *Journal of Refugee Studies*, 20, (2), 2007, pp. 172-192.

が生み出す移動する人たちの分断を、回避する試みはすでに難民・強制移動研究で行われてきた (Abdelaaty and Hamlin 2022、錦田2016)¹³。

- ただし、この領域でジェンダー／セクシュアリティの視点から十分に切り込まれてきたかと言うと、まだ今後も展開していく余地が残されているだろう。
- 例えば、ヒンドマンとギレス (Hyndman and Giles 2011) は、二項対立の政治の中に、難民と呼ばれる人の中にも、モビリティをもたず難民キャンプなどに長期的に滞在する難民を、受動的な存在として認識される「女性化 (Feminization)」された難民と、移動を続けることにより (受動的と認識されない＝「女性化」されないことで) 国家にとっての脅威、安全保障化の対象とされる庇護希望者や移民との対比で捉えて考察している¹⁴。

9. これから

- クィアやフェミニズムのアプローチは、周縁化された人々にとっての難民の地位にアクセスするという重要性自体は手放さずに、人の移動についてのカテゴリーの問題や、グローバルな「難民の移動という現象」に存在するジェンダー／セクシュアリティの規範を明らかにしていくことができる。それにより、政策や研究、支援プログラムの中にあるような言説・認識を問い直して行くことができるだろう。
- 特に周縁化された人たちの日常や経験と研究がいかに関わり、中心の規範や、かれらを周縁化させる言説、制度、社会構造をいかに変化させ、周縁化された人々の連帯を促す運動に資することができるか、が問われる。
- 課題を設定する際には、難民・強制移動研究の枠の中に留まるだけではなく、クィア移住研究 (Queer Migration Studies)、クィア国際関係論 (Queer International Relations) などの領域、国際移住やジェンダーの領域と結びつけていくことで、いくつかの課題は設定されていくだろう。
- 私たち (研究者／難民支援従事者) のまなざし
 - 最後に、今日の参加者の皆さんにもお伺いしたい点だが、私を含め、研究者であったり、難民支援にかかわる実務家であったり、難民支援にかかわる文章を書いたり、様々な形で難民に関わっている。その中で、私たちが持っている難民に対するまなざしを、反省的かつ継続的に検討することが必要だと考えている。

¹³ Abdelaaty, L. and Hamlin, R., "Introduction: The Politics of the Migrant/Refugee Binary," *Journal of Immigration and Refugees*, 35, (2), 2021, pp. 233-239; 錦田愛子「序章」錦田愛子編著『移民/難民のシティズンシップ』有信堂高文社、2016年、3～11頁。

¹⁴ Hyndman, J and Giles W., "Waiting for what? The feminization of asylum in protracted situations," *Gender, Place and Culture: A Journal of Feminist Geography*, 18(3), 2011, pp.361-379.

- 特に、「LGBTQI+難民」への関心が高まっているが、それに伴って、その人たちのことをことさら「被害者である」「ホモフォビックな出身国の、野蛮な社会の犠牲者である」と描こうとしていないか。かれらの出身国や社会を「普遍的な人権・難民保護の理念と対照的なもの」として描こうとしていないかに留意する必要がある。

質疑応答

司会：今回の特集テーマである「ジェンダー/セクシュアリティ」に関して、今後、人の移動、若しくは難民・強制移動研究においてフェミニズムやクィアの視点からの研究の広がりや研究分野におけるつながりを期待している。そのために、日本において、また日本語での研究に期待される切り口、アプローチなどを伺いたい。

――（回答：工藤氏／以下同様）様々な切り口が可能な研究アプローチだと思う。すでに研究が行われているが、学際的、実務的なアプローチがさらに期待できる。例えば難民・強制移動を生み出す紛争や政治のジェンダー分析、難民の保護と排除の歴史などが挙げられる。また、あまり見られないものとして、難民の庇護国での統合、第三国定住先での統合、自主帰還、つまり難民状態や問題における「恒久的解決」自体を問い直す、あるいは「これらが恒久的解決である」と認識される上で基づいているジェンダー/セクシュアリティ規範の研究もあるだろう。また、女性や性的マイノリティの収容や収容の空間における問題、また人身取引（human trafficking）は2014年のOxford Handbook “Refugee and forced migration studies”にも取り上げられているテーマである。人身取引と強制移動とはどのような関わりがあるのかについて、女性移住者が、往々にして性産業に従事する、若しくは強制的に従事させられることなど、これまでは人身取引の「取り締まり」の枠組みで認識されてきた分野だが、移動の強制性、移動先での労働の強制、若しくは「移動ができないこと」に関する強制移動とのネクサスに関する研究。さらに、難民支援従事者による支援対象者への性的虐待や搾取というような研究例として挙げられる。

質問者A（研究者）：開発から見た難民支援について、ヘルスを中心に関心を持っている。日本の国内避難民、例えば東日本大震災などの災害避難の文脈で移動した人についても、今日の話のような分析視点が重要だと考えた。

日本でも、最近ウガンダのLGBTケースの認定があったと聞いている¹⁵。各国では、どれくらいLGBTQの難民認定は進んでいるのか？また、LGBTQとして自国で迫害を受けていて難民申請をした場合、難民認定する政府の側がトレーニングを受けていたり、認識を持っていたりする状況なのか。それとも課題が残っているのか。そして難民申請をする人の中に、どれくらいの割合で性的マイノリティの人々がいるのか？また、難民申請者の人たちは、性的マイノリティに関する難民保護や認定について（出国前に）どのくらい知っているのか？

¹⁵ 同性愛者であることを理由に迫害を受けたと訴えて、日本に逃れてきたウガンダ国籍の女性が、行政段階では不認定となったものの、司法（裁判）で勝訴し、2023年4月に難民認定されたことを指す。

——日本においては、法務省の発表をみる限り、おそらく最初に同性愛者が認定されたのは2018年だと思われる。それ以降、ポツポツと認定されているという認識。大きく報道されたものとしては、ご指摘の通り、今年3月にウガンダ出身の方が大阪地裁で難民不認定の取消と退去強制取消を求めた裁判で勝訴し、地裁判決確定後に、4月に難民認定されて定住者の資格を得た。日本では「やっと認定ケースが出てきた」という印象。

私は2008年以降から、米国をフィールドにLGBTQ、性的マイノリティの難民申請者の研究をしてきた。性的マイノリティの難民申請者を支援する団体を2つ見ていたが、調査をしていた2008～2013年の時点では、かなり高い認定率を誇っていた。「LGBTのケースで十分な情報があれば、約90%は認定される」という認識のもとで支援をされていた。詳細な認定率はわからないが、かなり高かったようである。ただし、重要なのは認定の審査以外に他のハードルがある。米国の場合は、入国後1年以内に難民申請しなければならないという条件をクリアする必要があったり、入国のプロセスが「移民」としてみられるようなものであったり、在留資格がない状態で難民申請をするときには、難民認定のハードルが上がる。とはいえ、参与観察していた団体は「（難民認定審査における性的マイノリティの難民に対する）理解が進んでいる」と話していた。アメリカにおいては、カナダのガイドラインのように「庇護申請に関わる人々にどのような基準や審査を適用するか」というトレーニング¹⁶も恒常的になされていた。

性的マイノリティの難民の人数、割合については統計が出ていなかったが、2015年以降イギリスの内務省が統計¹⁷をとっていたことが公開されている。難民申請者の中で、LGB（レズビアン・ゲイ・バイセクシャル）の方々について、割合が公開されている。2021年は0.8%くらいと低かったが、それ以前は低いときでも4～5%、高い時には7%ということもあった。ただし、これは認定された人ではなく、全体の申請者に占める割合。2022年の統計が今年の9月頃に出るはず。コロナの影響もあって、減少している可能性もあるが、現実を知るための一つの数字としては、こういうものがある。

難民申請者がどれくらい事前に性的マイノリティへの保護や難民認定について知っているかという点、アメリカのケースでは、すでに知っていて出国前から弁護士事務所などに連絡して申請した人もいれば、留学など別の枠組みで来た後に、初めて制度を知って申請した人もいる。また、もし「難民」と「移民」をきれいに分けられるとしたら、いわゆる「移民」と捉えられるような

¹⁶ 米国移民局（USCIS）『GUIDANCE FOR ADJUDICATING LESBIAN, GAY, BISEXUAL, TRANSGENDER, AND INTERSEX (LGBTI) REFUGEE AND ASYLUM CLAIMS』2011

<https://www.uscis.gov/sites/default/files/document/guides/RAIO-Training-March-2012.pdf>

¹⁷ 英国内務省 “Asylum claims on the basis of sexual orientation 2021” [<https://www.gov.uk/government/statistics/immigration-statistics-year-ending-june-2022/asylum-claims-on-the-basis-of-sexual-orientation-2021-2>]; “Asylum claims on the basis of sexual orientation 2022”、 “Asylum claims on the basis of sexual orientation 2022”

[<https://www.gov.uk/government/statistics/immigration-system-statistics-year-ending-june-2023/asylum-claims-on-the-basis-of-sexual-orientation-2022>]

人が、10年くらいアメリカに滞在したのちに、自分たちの地位を正規化していく手段を探す中で、性的マイノリティであることで難民申請ができることに気付くという人もいた。その調査時から時間もたっているのに、今はもっと多くの人に知られてきているのではないか。

質問者A：こうしたテーマに関する取り組みやイベントが広がってきているように感じている。UNFPA（国連人口基金）が生理用品を女性以外の方にも、希望者には提供するという取り組みを始めた。日本国内で避難されている人はどうなっているのかなどの視点も重要だと思う。

司会：難民研究フォーラムでも、2020年に「難民とLGBT」というテーマでシンポジウムを開催した。その中では、性的マイノリティへの迫害の歴史に関する報告や、日本で難民認定を受けられなかったが、UNHCRのマンデート難民として他国で難民として受け入れられた性的マイノリティの方のことも紹介している配信があるので報告したい¹⁸。

質問者B（研究者）：これまでインドシナ難民にフォーカスして、その中のジェンダーや難民が移動した後の難民の連続性に関する研究をした。

1つ目に、本質的な「ジェンダー・エクスプレッション」という言葉が出てきたが、ジェンダー・アイデンティティの違いは何か？

2つ目に、「恒久的な解決」の一つに第三国への定住という話があり、統合の過程の中でもジェンダーに関する指摘があった。私が研究してきたインドシナ難民は、40年以上前に日本に入ってきていて、統合が進んでいる人たち。（調査/研究をしていて）難しいと思うのは、かれらが定着していく過程においても、本国の規範、出身国のジェンダーの規範を強化しながら生きている人がいる。日本もジェンダー規範については強固な国ではあるが、日本に定着していく中においても、男性は男性らしく、女性は女性らしくなどという価値観を強く持っている人が少なからずいる。（二項対立的なジェンダー規範の強化を）批判することはできないが、同時に難しい問題だと感じている。米国など諸外国で調査をする中で、「本人たちがジェンダーを強化する」と感じた経験があるか。

――1つ目の、SOGIEの「E」であるジェンダー・エクスプレッションは、例えばある人が「女性」であると自認すること（ジェンダー・アイデンティティ）と、仕草や服装、一人称などにおいてどのように表現するかは必ずしも一致しないということがある。場所や文脈、関係性など様々な要因によって、どのように自身を表現するかは必ずしも一致しないことを捉えるために、ジェンダー・エクスプレッションという言葉が使われている。

¹⁸ [オンラインシンポジウム「LGBTと難民：誰もが生きやすい社会とは」開催報告 | 難民研究フォーラム REFUGEE STUDIES FORUM、2020年](#)

2点目について、定住先でのジェンダー規範の強化や再生産については、あらゆるところで起こりうる。特に、ジェンダーや性的マイノリティであることに基づく迫害から逃れてきた難民に関する研究では、その点においてやや「夢見がちな部分」がある。「出身国でジェンダーに基づく迫害を受けて、大変な思いをしてきたから、自由で開放的な移動先ではリベラルなふるまいをするだろう」という想定がなされることが多いが、現実はずっと複雑である。

また逃れた先が、逃れてきた抑圧的な規範から自由な場ということでは必ずしもない。性的マイノリティに関する自分の調査では、逃れてきた人の出身国を抑圧する、ホモフォビックな国とまなざす逃れた先（アメリカ）のLGBTコミュニティの在り方や、（アメリカで）ジェンダー規範に関わらず、人種的・階級的な差別を経験している人を見てきた。

調査の中で「現実的だな」と感じたのは、ある国から米国にやってきて、自分の出身国を「ホモフォビックで同じ出身国の人とは一緒に居たくない」と言ってきた人でも、仕事を得たり、情報を得たりするために出身国コミュニティを完全に切り離すわけではない。例えば、初めて仕事をするときには、言語的な繋がりのある人たちを選び、繋がりを持ち続ける。移動先においても、出身国のジェンダー規範、セクシュアリティ規範などが残る場所（出身国コミュニティ）と、そうでない場所を行き来しながら生活をしていると感じた。

質問者C（大学院生）：今までのお話を聞き、LGBTQの難民の方たちが市民権を獲得するためには、性的マイノリティであることと、難民であることの二重的なハードルを超えなければならないと感じた。そのハードルを超える上で必要であろう「連帯」の対象として、具体的に誰が挙げられるか。これらの連帯を通じて、当事者たちが政治的発言を得るためにどのような措置が必要なのか質問したい。

——マイノリティ性を数えようとする限りなくあるので、ハードルは二重どころではないかも知れない。もちろん、「難民であるが性的マイノリティでない」または「性的マイノリティであるが難民でない」と比較して、ハードルはあるかもしれないが、「性的マイノリティ」と「難民」というマイノリティ性だけに注目するのではなく、マイノリティをマイノリティたらしめている全体の構造を見るのが重要だと考える。

そうした状況の中でも、連帯する対象として具体的に誰が挙げられるのか、という質問について、具体的に色々な場所・運動・キャンペーン・団体などを挙げるができると思うが、この場では自戒をこめて、私は難民ではないので、私の方から「ここに連帯がある」ということは避けたいと思う。どのような措置が必要かについては、当事者と呼ばれる人が発言できるように、もし自分が発言できる場所に立っているのであれば、場所を譲ることではないか。当事者がどのような経験をし、どのようなことを語ろうとしているかを可視化する、あるいは発言できるようにすることが重要。

司会：工藤さんの発表の最後の「これから」の中で、難民に対する研究者／支援者のまなざしについて言及があった。女性・セクシュアリティの難民を「脆弱」「被害者」とだけ見てしまっていないか、出身国に対するまなざしなどを問い直し、ステレオタイプに自覚的であることは、研究者だけでなく、実務家にとっても重要な指摘だと思う。一方で、やはり支援現場においては、ある意味で「カテゴリー」を作ることで支援が可能になるという側面がある。例えば、女性に対する支援プログラムの構築などの場合は、「女性固有のニーズ」を特定・視覚化して、内容を検討する必要があるのではないかと思うし、セクシュアリティやジェンダー・アイデンティティについても同様のことがあるかと思う。セクシュアリティやジェンダー・アイデンティティ、女性について、ステレオタイプに当てはめてしまうことの問題性は理解しつつも、現場においてどうしてもこうしたカテゴリーの必要性もあるかと思う。工藤さんは現場での経験もあるが、このある種のジレンマにどのように向き合ってきたか。また、支援現場の方にも伺ってみたい。

――とても難しい問題。私はトルコとエジプトで勤務経験があり、GBVに関連する対応・予防・緩和の仕事と、「LGBTIQ+難民」の保護に携わっていた。おっしゃる通り、文脈や状況によっては、その人たちを「見つける」行為が必要になる。支援の現場において、その人たちが安心して、マイノリティであることを言えることができる環境を作ることが圧倒的に重要な取り組みの一つである。そこから固有のニーズを知り、支援することができる。

一方で、その「見つける」ために必要なカテゴリーを作ることと、例えば「レズビアンは○○だ」、「30代男性は○○だ」、「強制結婚の経験がある人は○○だ」とステレオタイプ、若しくは固定化されたカテゴリーとして扱うことの間には、できることがあるのではないかと思う。

いくつかのカテゴリーを用いて事業や保護を展開する中においても、ジェンダーやセクシュアリティが流動的であったり、ある人が自認や経験、表現を選択的に明かしたり、明かさなかったりということが前提になっていれば、既存のカテゴリーの枠から外れる人に対しても、支援の対象から外すのではなく、それを機会に、カテゴリーの方を組み直すという作業を並行させることができるのではないか。

古いケースではあるが、ゲイ男性であることを理由に難民申請した人の中に、出身国や避難先で女性と結婚し子どもがいた場合であっても、「それはゲイらしくない」、「（信憑性がないので）難民認定できない」と判断してしまう前に、人の性自認や性的指向などの流動性があることが認識されていれば、これまで様々な選択を重ねてきた中で「ある時期で異性婚をし、子どもを作る選択をしたということ」と、「本人が現時点で自分はゲイだと認識していること」は、必ずしも矛盾しないと捉えることができる。

質問者D（実務家）：難民支援協会（JAR）で支援実務に携わっている。支援現場の実感としては、以前と比べて、相談に来る女性の割合は変わっていないが、かつては家族の一員としての女性、つまり難民申請理由が夫にあり、その家族であるケースが多かった。しかし、近年では、単

身で逃れてくる女性、シングルペアレントである人、つまりご自身にクレームがある人が増えた。女性の割合、人数は変わらないけれど、その内実は変わってきている。

そして、本来であれば、難民のクレームはジェンダーに基づく迫害である方も多いので、支援実務においてはもっと配慮すべき点があると思っているが、現実には、目の前の一人ひとりの支援に追われている状況で、例えばジェンダーやセクシュアリティにフォーカスした支援を行えるような状況にまでは至っていない。ただ、その中において大切だと考えていることは、根底にある配慮すべき点などは認識しつつ、支援対象と一括りにせず、一人ひとりを個別化をすることだと考えている。

例えば、とある国の難民の方が、プライベートなことで話があるから相談したいと言ってきたことがあった。そのプライベートなこととは、ゲイであることであった。その彼は政治的な理由で難民申請していたが、その方の出身国では同性愛が刑罰の対象であり、そのことも難民申請の理由になりうることについてご本人に伝えたことがある。その方はゲイであることが難民申請の理由になることすら知らなかった。同じような状況にある人は、他にもいると思われるので、そのような方を「掘り起こす」というのではないが、その人たちが安心して自分のことを共有できる場、誰かに伝えられる場を作ることが大切だと考えている。

――最初におっしゃっていた個別化は、支援の現場でテクニカルな意味で重要なことだと考えている。支援の対象者としてプログラムに参加してもらったり、生活支援・経済的な支援をする場合でも重要である。どうしても支援現場は、世帯単位で色々なことが動いている。一人ずつ話を聴くことの重要性は認識されていても、その後に「ケース」として世帯ごとにまとめていくという設計が支援現場ではとても強いと感じていた。実際に、一緒に生活をしている人たちをまとめて捉えることの重要性もあると思うが、一方で、支援が必要な時には、個別化するためのテクニカルな方法が必要だと思う。

例えば、私のエジプトでの経験においては、ある世帯の中に個別化すべき必要性があると分かってから、はじめて手続きとしてバラバラにして、個人を呼んで理由を聞く、個別化していくことになった。そして経済的支援が必要ならそれを分けるということなども行われるが、この辺りがマニュアル化されればよいのに、とも思っていた。夫婦や子どもと一緒に生活していれば、（これからも）一緒に動き、生活をしているものだと考えてしまいがちだが、その前提を必ず確認する、また問い直すというステップが必要だと思う。また、子どもの難民を「子ども」として見ていいのかという問題もある。子ども＝意思決定ができない個人ではなく、年齢に応じて自ら意思決定ができる個人として見なすことも重要。最近、LGBTQであって、かつ保護者がいない未成年の難民研究もあるので、支援の実務としても関わってくると思う。

また、別のクレームで難民申請をしていた人が、実はLGBTで…本人はそれが難民申請の理由になると知らなかったという話は、おそらく他の方にもたくさんあるだろうと思う。出身国でLGBTと呼ばれるかはともかく、同じような（性的マイノリティの）状況の人のコミュニティがあ

るか、そこにアクセスすることができるか、危険はないのかという背景に関わっていると思う。あるコミュニティにアクセスすれば、（難民申請に関する）情報を得られることもあり、例えばアメリカの場合では、逃れる前にメールで支援団体にアクセスすることが出来たりもする。一方、何年も経ってから、（性的マイノリティであること等を理由に迫害を受けるおそれがあれば）難民申請できるらしいと知る場合もある。

関連して、2021年に公開された『FLEE』という映画がある。性的マイノリティであり、アフガニスタンから逃れ、現在はデンマークで暮らしている人のアニメーション・ドキュメンタリー映画。これまで映画やメディアで紹介されるケースでは、性的マイノリティであることを理由に難民申請をしている人たちが主題だった。しかし、『FLEE』のストーリーは、主人公が性的マイノリティであること自体は描写されているが、難民認定審査では語られない。彼がアフガニスタンからロシアを経由して、デンマークに入る過程で、斡旋業者に用意してもらった偽名のパスポートや難民申請のためのストーリーを用いたことなどが描かれている。このように性的マイノリティであるという理由で難民申請をしていなくても、実際は性的マイノリティの人はたくさんいるだろう。そうしたことも視野に入れた研究が重要ではないかと映画を見て考えた。研究テーマとすると一見すると、「困っていない」ように見えるかもしれないが、そういうリアリティを抱えている人がいる、と思わせるようなドキュメンタリーだった。

質問者E（実務家）：実務者としてのふるまいについて考えさせられた。私は難民への直接支援ではなく、これまで主に社会への発信に取り組んできた。難民それぞれの問題に対しては個別の直接支援が必要だが、同時に難民を取り巻く環境を変えていく必要を感じて、社会を変えていきたいと活動を続けている。

日本における難民支援の在り方が、難民と移民が本来はグラデーションであるにも関わらず、（カテゴリー化され）閉じられているように感じる。この難民（というカテゴリー）の閉鎖性は、難民を取り巻く状況がなかなか改善しないことや、その中で難民が抱えるニーズの特殊性によるものだと考えている。

一方で、難民認定を受けたり、在留資格を得て、日本に定住していくプロセスにおいては、移民と難民で言葉や生活など社会統合における共通の課題があると考え。また、直面する差別や貧困など、移民／難民を一緒に捉えられる社会課題でもあると思う。個人的には、「難民だけ」でなく、「難民も」受け入れられる社会の実現を目指していく必要があると考えている。

こうした日本の状況と比べて、米国のNGOの取り組みとして、難民・移民は分けてサービス提供をしているのか。それとも一緒にしているのか。また、日本と比較して、難民を取り巻く環境や問題の「見せ方」という点で、米国の事例はどのようなものがあるか。

——私が分かる範囲であるが、アメリカのNGOの支援に関しては、そのNGOの背景による。例えば、NYで見ていたNGOは、「LGBTであること」にとっても重きを置いていた支援団体。難民

としても支援をするし、アメリカ市民のパートナーとしての移民を支援することも行っていた。難民や移民の支援をしていたが、LGBTである、特に同性愛者やバイセクシャルであることが団体の軸（重要としている事項）であったが、それぞれの団体の軸があると思われる。

一方、もう一つ見ていた西海岸で主に中南米出身者を支援している団体は、1980年代のサンクチュアリー・ムーブメント（南の国境における難民支援）の系譜にある団体だった。そのため、非正規になってしまっている人たちの「正規化」の中に、難民支援を位置づけていた。例えば、DVの被害者であること、子どものときに米国に来たことを手掛かりに正規化を得るなど、他の支援方法も選択肢にあった。そういった手段の一つとしての難民支援が捉えられていた。そういう意味で、移民・難民の連続性を、明確に認識していたのではないかと思う。

加えて、米国の難民支援団体の分別があるとすれば、第三国定住の難民と庇護希望者の支援は、かなり明確に団体として分かれている。そもそもアメリカの制度としては第三国定住難民をたくさん受け入れており、決められた9つの大規模なNGOを中心に第三国定住を行うというシステムチックに制度化されている支援団体と、国境や国内に来てから申請した人を支援するNGOの間には違いがあった。それぞれの団体が発されるメッセージ、難民の人をどのように描くかということも異なっていたと思う。

※『難民研究ジャーナル』第12号の特集論文の紹介

- 工藤晴子（国際社会学、ジェンダー/セクシュアリティ、難民・強制移動研究）「難民・強制移動研究におけるフェミニズムとクィアのアプローチ」
- 園部裕子（社会学、国際移動研究、フランス社会研究）「欧州共通庇護政策とジェンダー主流化—ヴァルネラブルな移民・難民の救済をめぐる言説と実践」
 - EUやフランスの政策を事例に、90年代以降の安全保障化が移民・難民政策（CEAS）に反映される中で、GBVや性的志向を理由とした迫害の経験、恐れを持つ人々の「救済」のためのツールであるされる脆弱性や安全保障が逆説的な意味合いを持ってきたことを指摘。
 - 特に、2000年代以降、ヨーロッパにおけるジェンダー平等が抑圧されたムスリムの女性をめぐる人種化された他者の構築を加速させたを指摘。「抑圧された女性」が移民選別の論理に置かれてきた。
- 谷口洋幸（国際人権法、ジェンダー法）「判例報告B・C対スイス事件判決—欧州人権裁判所、2020年11月17日」
 - 国内裁判所の拷問等禁止条約違反を認定した判例。

- スイスの国内裁判所が庇護申請をする男性同性愛者の国籍国・ガンビアへの送還が違反ではないとした。欧州人権裁判所がその判断自体が検討不十分であり、送還が条約違反だと認定した。
 - 難民申請者はスイス国籍のパートナーとの関係を持っている。家族生活の権利の侵害にあたる。難民申請者ではなく、すでに移住者・市民として捉える視点。
 - 特徴として、欧州人権裁判所では国連機関や他国の国内機関、市民団体による出身国における迫害に関する情報（COI）などが精査されたことであり、日本における難民訴訟における審査が限定的なのではないかという指摘。市民における情報の発信の重要性を指摘した。
- [翻訳] モイラ・ダスティン (Maira Dustin) ・ヌノ・フェレイラ (Nuno Ferreira)
「カナダのガイドライン9はSOGIEに基づいた難民性の主張の評価を改善するものなのか？」
- 2017年FMRの論考の日本語訳。カナダは、UNHCRや他国に先駆けてジェンダー・ガイドラインを発行していた。この論考では、差別構造の交差性や、ジェンダー表現 (expression)の「E」を含めることで、本質的なアイデンティティ理解を乗り越えようとしていることを指摘。一方、立証責任の圧力や、異性愛規範が依然として用いられていることを指摘。
 - この論文の後に、2021年にガイドラインの改訂版が出された。Ferreira の指摘も踏まえた内容になっている。
 - 入管庁が策定した手引でも、性的マイノリティやジェンダーに起因する迫害について言及されている。
 - カナダのガイドラインを見ると、日本の難民審査において示唆に富む内容。性的マイノリティの難民にあらゆる場面で関わる人、支援者にとっても参考になる内容だと思う。
 - 【参考】 [カナダ移民・難民委員会「ガイドライン9：性的指向、ジェンダー・アイデンティティとジェンダー表現に関連するIRBでの手続き」日本語訳 | 難民研究フォーラム REFUGEE STUDIES FORUM](https://refugeestudies.jp/2023/04/canada-guideline/) [<https://refugeestudies.jp/2023/04/canada-guideline/>]

以上